

自民、公明両党の政務調査会長は15日、防衛装備の国際共同開発に関し、英国、イタリアと共同開発する次期戦闘機に限って完成品の第三国移転(輸出)を認め、そのための手続きを厳格化することで合意しました。これを受け、政府は近く「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定する予定です。議論の背景や経緯、なし崩し的な輸出対象の拡大を防ぐために公明党が主張した「歯止め」などについて、高木陽介政調会長に聞きました。

高木 陽介 政調会長 に聞く



——議論の背景は。
高木 島国であり、専守防衛を旨とする日本が安全を確保するためには、空や海からの攻撃

を、できる限り洋上・遠方で阻止する必要があります。戦闘機は、こうした任務を遂行するための「専守防衛の要」です。日本の平和と安定を守り続けるため、最新鋭の次期戦闘機を開発することは不可欠です。
日本は現在、F35、F15、F2という3種類の戦闘機を保有しています。このうち、2035年ごろから退役が始まるF2の後継機として、政府は22年12月に英国、イタリアと次期戦闘機

目的は何か

日本の平和と安全確保へ 次期戦闘機は欠かせない

を共同開発することを決めました。この時点で、政府は完成品を日本から第三国に輸出することは想定していませんでしたが、英伊との協議を進める中で、その必要性が出てきたことから、今回の議論が始まりました。
——公明党のスタンスは。
高木 公明党は、この問題を

なぜ海外輸出か

わが国が要求する性能と コスト削減に必要な選択

——共同開発の必要性は。
高木 最新鋭装備の開発や調達を一国のみで実施する場合の

日本の安全保障政策の大きな変更であると捉え、まずは国民の理解が重要であり、「なぜ次期戦闘機が必要なのか」「なぜ国際共同開発を行うのか」「なぜ第三国への直接移転が必要なのか」について、岸田文雄首相自ら国会の場で説明すべきだと求めました。

その上で、仮に第三国への輸出をする場合でも、意思決定プロセスの厳格化と、明確な「歯止め」が必要だと訴えました。その結果、岸田首相は3月5日と13日の参院予算委員会で、公明党の西田実仁参院会長との質疑で第三国移転の必要性や歯止め策について説明しました。

防衛装備の国際共同開発

公明 第三国移転に厳格な歯止め

無制約な拡大の懸念は

個別案件ごとに閣議決定

「戦闘中の国」は対象外

——今後、武器の輸出が無制約に拡大されてしまうのでは。
高木 公明党は、国民の懸念

明確な「歯止め」をかけました。まず、「二重の閣議決定」を説明します。22年末に英伊と共同開発を決めて以降、政府が第

に「3つの限定」により、

同開発を決めて以降、政府が第

争を行わないことを規定してい

しては輸出しません。

明責任を果たしていきます。

たことを踏まえ、改めてその政府方針を閣議決定します。さらに、正式に第三国移転を決める時は、どこに何機など個別案件ごとに検討をして閣議決定を行います。閣議決定を行うことで、与党の事前審査が必要となり、国会での議論も深まります。

「3つの限定」では、第三国への輸出を認めるのは次期戦闘機に限ります。

で、この「3つの限定」で、「二重の閣議決定」という厳格な決定プロセスを経ることで、「国連憲章を順守する平和国家としての基本理念を堅持すること」を、より明確な形で示すことができる」と説明しています。

たことを踏まえ、改めてその政府方針を閣議決定します。さらに、正式に第三国移転を決める時は、どこに何機など個別案件ごとに検討をして閣議決定を行います。閣議決定を行うことで、与党の事前審査が必要となり、国会での議論も深まります。

「3つの限定」では、第三国への輸出を認めるのは次期戦闘機に限ります。

で、この「3つの限定」で、「二重の閣議決定」という厳格な決定プロセスを経ることで、「国連憲章を順守する平和国家としての基本理念を堅持すること」を、より明確な形で示すことができる」と説明しています。

自公合意のポイント

二重の閣議決定

- ① 第三国移転の必要性についての認識が変化したことを踏まえ、改めて政府方針を閣議決定
- ② 第三国に移転する際、事前の与党協議を経て、個別の案件ごとに閣議決定

3つの限定

- ① 第三国移転の対象は次期戦闘機に限定
- ② 移転先は「防衛装備品・技術移転協定」の締結国
- ③ 「戦闘中の国」は移転先から除外